

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

②評価調査者研修修了番号

S2020026・B2020021・0201

③施設の情報

名称：福島敬香ハイム	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：施設長 市川 誠子	定員（利用人数）： 30 世帯（70 名）
所在地：非公開	
TEL：024 - 523 - 0856	ホームページ： https://keikokai.jp/keikouheim/
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 16 年 7 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人福島敬香会	
職員数	常勤職員： 3 名 非常勤職員 4 名
有資格 職員数	（資格の名称） 3 名 社会福祉士 1 名 保育士 1 名 公認心理師 1 名 社会福祉主事 1 名
施設・設 備の概 要	（居室数） 30 世帯 （設備等） ソーラー設備・集会室・保育室・ 学習室・心理室・相談室・地域 相談室・緊急一時保護室・特定 妊婦室・母子ショートステイ室・ 児童ショートステイ室

④理念・基本方針

●福島敬香会 基本理念

社会福祉法人福島敬香会は「自立」「子育て」に心を寄せ、ひとびとのしあわせの中で成長していきます。

●福島敬香ハイム 運営方針

- ハイムで生活する母と子に安心・安全な環境を提供し、母と子の自己実現に向けた支援を目指します
- 母と子とのコミュニケーションを通じてそのニーズに適切に応えるよう専門性

の向上に努め、公正で公平な施設運営を目指します

3. 法令を遵守するとともに母と子への人権侵害を許さず、常に最善の利益を考慮した支援を目指します
4. 母と子が退所した後もライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供するため、関係機関や団体等と連携を深めるとともに子育て支援地域づくりに努めます

●福島敬香ハイム 行動指針

1. 職員との信頼関係を基盤に、温かな環境の下で母と子が安全・安心な生活ができるよう支援します
2. 母と子の権利を擁護するとともに主体性を尊重し、母と協力しながら子どもの成長を支援します
3. 母の養育力の向上に努め、母と子が日々の生活を通して「生きる力」を培えるように支援します
4. 社会情勢に目を向けてその変化を敏感に受け入れ、常に自己研鑽と資質の向上に努めます
5. 関係機関、地域、ボランティア等と連携しながら母と子の自立を支援します
6. 母と子への対応は、ペアレントトレーニングを基本に据えた支援に努めます

⑤施設の特徴的な取組

- ・問題を抱える女性との『ななめの関係』づくり(相談・サポート)を行っている。
- ・地域に開かれた相談室サロンはいむや、施設内利用者向けのサロン 205 を開放している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(和暦)	令和6年4月8日(契約日) ~ 令和7年3月21日(評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	令和3年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 自立支援計画策定と支援の標準化への取り組みについて

標準的な実施方法を全職員が担保できるように支援計画マニュアル、母と子の権利擁護マニュアル、その他の実施方法は文書化され、適切なサービス提供が行われている。また、支援計画マニュアルに基づく計画策定から実施評価に至る継続的なアセスメントや計画・実践・評価のプロセスが職員間で見える化できるシートを作成しており、支援方法を標準化している。採用した記録ソフトは他県からも参考にしたいとの声が寄せられているなど積極的に実施方法を確立してきた。また、支援計画は「すこやか日誌」へ職員の気づきを加筆することで共有しながら評価・見直しがなされている。

2. 主体性を尊重した日常生活の支援について

年度計画に基づいて毎月行事を実施している。参加は無理強いをせず、本人の主体性を尊重した自由参加にしている。行事のなかでも夏祭りは、退所者にも案内を出して、実習生やボランティアの協力も得て、母親と子どもは様々な人たちとの交流を楽しんでいる。行事では自主的に手伝をして、やりがいや達成感を得る等、交流を通して入所者との協調性を高める機会にもなっている。行事は日常生活に影響のない日時に計画し、母親と子どもが参加しやすいよう配慮している。

3. 母親と子どもの安全確保と意見や苦情を述べやすい環境整備について

母親と子どもが入所後、一日も早く安心・安全・安定した生活が送れるように、母親に適正な制度等の説明、意向を確認して必要に応じてDV証明、保護命令等の法的手続きのため裁判所等の関係機関に同行及び代弁支援を行っている。また、職員は日々、母親や子どもへの声かけ、傾聴に努めるとともに、意見箱の設置、利用者のしおりでも第三者委員に直接相談できることを周知している。会議での苦情解決対応はフローチャートに基づき、直接本人に配布あるいは掲示する等、適正な対応を行っている。

◇改善を求められる点

1. 人材の確保・育成・総合的な人事管理について

現在、職員体制に余裕がなく、能力開発(育成)、活用(採用・配置)、評価等のトータル人事マネジメントの実施が困難な状況にある。しかし、昨今の深刻なDV被害や虐待、精神障害や知的障害など何らかの障害のある母親と子どもへの支援や複雑化するニーズに対応できる人材確保・育成等が急務となっている。

今後は人事理念や人事基準の明確化、職員処遇の水準・処遇改善の必要性の評価・分析等を行い、効果的な採用活動並びに人事管理への取り組みを期待したい。

2. 常会及び子ども常会の開催について

現在利用者が少ないこともあり、定期的な常会や子ども常会が開催できず、書面を配布した周知に留まっている。施設内の自治活動は、主体性を尊重した生活を構築する方法を育む場でもあり、利用者が自由に意見を交わすなかで、楽しく活動ができるように職員が関わりを持ちながら開催していくことが望まれる。

3. 子どもが正しい性の知識を得る機会を設ける取り組みについて

子どもが自分の身体や性的な機能について、年齢に応じた興味を持つのは自然なことである。性をタブー視することなく、子どもが間違った性の知識を持つまえに、子どもの年齢や発達段階に応じて、科学的な根拠に基づいた正しい知識や認識を得られる機会を設ける取り組みに期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の評価・結果の課題を整理し、改善に向けて取り組んできました。今回、改善に向けて取り組んだところが評価され、嬉しく思います。今後は、大きな課題である「運営のあり方」について再検討していくことと、質の高い支援に向けて、職員全員でスキルアップを図っていきたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人の基本理念を基に、事業所の運営方針と行動指針が明文化されている。理念は、事務室並びに玄関に掲示するとともに、入所時の案内（「利用のしおり」）や施設要覧に記載して来訪者・母親・子どもたちへの周知を図っている。年度初めの会議では、職員に事業計画書を配布して理念・基本方針を再確認するとともに、実践に向けた重点事業の説明と共通理解を深めている。</p> <p>今後はホームページ並びにパンフレット（「あたらしい明日への鍵」）にも理念、基本方針を掲載して、広く周知を図ることを期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>全国母子生活支援施設協議会の月次広報「全母協情報」や機関誌「全母協通信」、全国母子生活支援施設職員研修会、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会等に参加して社会的養護施設を取り巻く現状や課題の把握に努めている。毎月、税理士が来訪し、月次試算表の確認やコスト分析、経営指導等を受けている。措置元の福祉事務所や市担当課と連絡を密に取り、地域の福祉課題等の把握に努めている。</p> <p>定期的なコスト分析や税理士からの助言指導、経営状況や解決すべき課題が中・長期計画</p>		

等に反映され、改善に向けた具体的取り組みにつながることを期待したい。		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>毎月、税理士によるコンサルティングや関係機関と協議を深めて施設運営を取り巻く経営状況の把握・分析に努めている。月次定例会（理事長・常任理事・事務局職員・施設長で構成）で現状と課題の把握、改善に向けた検討が行われている。理事会、評議員会でも課題等を共有するとともに月次の職員会議で施設内にも周知している。</p> <p>今後、明確化した経営課題の解決・改善に向けた具体的取り組みが中・長期計画や各年度の事業計画に反映され、計画的に実行されることを期待したい。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>法人本部と事業所による中長期計画策定委員会において令和3年度に計画を策定し、令和5年度に改訂版として、令和10年度までの中長期計画工程表を定めた。理念の具体化に向けた経営戦略・組織活性化・人材育成等について課題を明確にして、将来の姿・達成方法や期限・実行計画を定めている。改訂版では「(老朽化により)本施設の優先課題を施設建て替えとし、自己資金確保のため施設の有用性や必要性を見出す」ことや「市町村や地域のニーズを把握し、地域貢献できる機能づくりを行う」等の目標を掲げている。</p> <p>中長期計画の実行にあたっては財務的裏付けとなる中・長期収支計画の策定が望まれる。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画に基づき、重点事項として、1. 個別化による支援の充実 2. 新事業への取り組みと市町村との協働を構築 3. 研修 (OJT/OFF-JT) の充実等を掲げるとともに建て替えを踏まえた施設環境整備等を明記している。</p> <p>今後、中長期計画の「収支計画」が策定され、単年度の事業計画と収支予算に反映されること並びに数値目標や具体的成果を設定し、実行状況の評価・確認ができる計画の策定を期待したい。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		

⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の職員会議やケース検討会議などで施設の課題等を共有するとともに、事業計画の策定は年度末の職員会議に於いて全職員が参画のもと、意見を集約し、組織的に策定している。会議で計画の実施状況の確認、見直しを行ったうえで、新年度においても「コロナ禍における女性のつながりサポート事業」を継続して気軽に相談できる居場所として地域貢献に努めることや母子世帯に限らず子育てについての要望の支援を継続して実施すること等を職員の共通認識のもと策定している。4月の職員会議で事業計画書を全職員に配布して施設長から各項目を説明し、共通理解を深めている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>年度始めの常会（事業所内自治会）で施設長から母親へ事業計画を配布して説明している。常会用に作成した事業計画書には今年度の方針や行事・避難訓練の実施計画、健康診断や苦情対応等、生活に密着した情報を簡潔にまとめている。子どもたちには「子ども常会」での説明のほか、掲示板で行事内容などを伝えて事業計画の理解促進に努めている。</p> <p>今後、常会以外での説明や資料の工夫、入所者の希望・意見等を取り入れた行事の企画等、母親や子どもに興味・理解等を深めてもらえる試みに期待したい。</p>		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>職員間の日々の申し送りで情報を共有化し、共通認識を持った上で業務に就いている。毎月のケース検討会議で自立支援計画内容の確認や修正を行い、質の高い支援ができるように努めている。日常生活で得た情報等を組織内で共有し、個別支援に活かしている。また業務マニュアルを作成し、母親・子どもへの日常生活支援や家族関係の支援、対処後のアフターケア等、支援の質の向上に向けた組織的な取り組みを行っている。</p> <p>現在、職員体制に余裕がなく、日常業務に追われるなか、定められた評価基準に基づく自己評価の実施が困難な状況にある。今後は定期的に自己評価を行い、結果に基づいて組織的・継続的な質の向上への取り組みを期待したい。</p>		
⑨	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉔・c
<p><コメント></p>		

第三者評価の受審結果を組織内で共有し、取り組むべき課題を明確にしている。課題の中には建物・設備の改善・改修、人員体制強化、予算的な課題等もあり、単年度では解決できないものも含まれている。これらについては中長期計画において、課題・将来の姿・達成方法・期限・実行計画等、段階的な取り組みが示されている。

今後、定められた評価基準に基づく自己評価を実施して、結果から明確になった課題について改善策や改善計画を策定する組織的な仕組みづくりを期待したい。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は年度始め、事業計画説明の場で自らの役割と責任、経営方針や支援方針を表明している。さらに中長期計画策定委員会提出資料では、広域入所の範囲拡大と単身女性の受け入れ、就労支援の充実、住宅支援の強化、生活・養護支援への取り組み、虐待防止・家族関係再構築の取り組みによる母子支援、専門的支援の強化、地域貢献の開始、以上7項目を挙げて福島市の母子生活支援施設に必要な機能を詳細かつ具体的に示している。また、職務分掌表や組織図、業務継続計画（BCP）において有事の際、施設長不在時の権限委任等を含めて明確化されている。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は北海道・東北ブロック母子生活支援施設研修大会や社会的養護を担う児童福祉施設研究協議会等に定期的に参加し、法令遵守の観点から経営への学びを深めている。また、要保護児童対策地域協議会、児童相談所等との連携、全国母子生活支援施設協議会や県・市担当課からの通知等により施設として遵守すべき法令等の情報を得て、運営に活かしている。社会保険労務士や税理士から関係法令や制度改正などの情報を得て、職員会議で周知に努めている。また利害関係者との適正な保持、倫理や法令遵守の徹底に向けて経理規程、法人組織及び庶務規程等を整備して組織全体での取り組みを行っている。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・㉔・c

<p><コメント></p> <p>施設長は対人支援の場面に積極的に関わるとともに、事例をまとめて、実践からの学びを全国母子生活支援施設研究大会で発表するなど、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。ケース検討会議では適切な助言を行い、支援の質の向上に努めている。外部研修への参加推奨とDVDを用いた映像研修も積極的に行っている。職員間の申し送りでは施設の情報共有のほか、新聞やテレビで報道される児童虐待やDV等、タイムリーな話題を取り上げ、社会課題の把握と考察の場をもっている。</p> <p>今後、理念や基本方針を具体化する観点から支援の質の現状について定期的に評価・分析し、組織全体で改善に向けた取り組みを期待したい。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は毎月の定例会での意見交換や税理士から運営への指導助言を受け、経営状況の把握に努めている。また、赤い羽根共同募金や中央競馬馬主社会福祉財団の補助制度を活用した備品の整備やロータリークラブとライオンズクラブの社会貢献事業により居室へエアコンや湯沸かし器の設置なども進めている。PCは職員一人一台の環境にあり、自立支援計画等の情報もICTネットワーク内で共有化している。</p> <p>今後は経営状況やコストバランスへの分析を深めて、施設の将来像や継続性、経営資源の有効活用等も視野に入れた施設運営を期待したい。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画書の組織活性化・人材づくりのスケジュールのなかで「将来的な支援方針を見越した人材配置を行う」旨が明記され、ビジョン達成に向けた方法（方針）や実行計画が示されている。心理療法を担当する職員も配置され、業務内容や役割も明確化されており、職員間で共通理解が図られている。ハローワークや新聞折り込み広告、ホームページでも母子支援員や少年指導員の採用情報を掲載している。毎年、保育士養成校から実習生の受け入れを行い、施設理解の促進とともに就職への働きかけも行っている。</p> <p>深刻なDV被害や虐待、精神障害や知的障害など何らかの障害のある母親と子どもへの支援等、複雑化するニーズに対応できる人材確保に向けた効果的な採用活動を期待したい。</p>		
15	<p>Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>法人、事業所の理念・基本方針に基づき、事業所要覧に人事ビジョンとして「はっきりと自己主張ができるとともに状況に応じて臨機応変に対応できる職員」等、期待する職員像として3点が明記してある。給与規程や就業規則等が整備され、キャリアパスに基づく人材管理がなされている。</p> <p>現在、職員体制に余裕がなく、職員の能力開発(育成)、活用(採用・配置)、評価等のトータル人事マネジメントの実施は困難な状況にある。今後は人事理念や人事基準の明確化、職員処遇の水準・処遇改善の必要性の評価・分析等、基準に則った人事管理を期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設長は職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを確認し、職員の就業状況を把握している。なるべく残業を行わないような支援と勤務表も希望や家庭の事情等を配慮するとともに、リフレッシュできるよう連休取得も進めている。施設長は日常的に対人支援の場面にに関わり、働きやすい職場づくりに注力するとともに、職員への小まめな声を心がけ、就業環境に対する意向の把握に努めている。</p> <p>今後は把握した意向・意見を分析・検討する仕組みを構築し、人材育成や人員確保・体制に関する具体的な取り組みを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>事業所要覧に人事ビジョン(期待する職員像)を明示し、事業所が目指す支援の基本方針に基づいて計画的に研修を行っている。有意義な研修を進めていくために個々人が「ふりかえりノート」にて、個別研修計画・年間研修計画を策定し、研修会やケースカンファレンスからの学びなどをまとめている。また施設長は対人支援の場面に積極的にに関わり、職員に対して支持的・援助的な姿勢で適切な助言指導を行っている。</p> <p>今後、職員ひとり一人の目標が適切に設定され、進捗状況や目標達成度の確認ができる目標管理制度などの導入やその実施による人材育成への取り組みが望まれる。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設が目指す支援を実施するために事業所要覧に人事ビジョン(期待する職員像)が明示され、その一つに「自己研鑽を心掛け、スキルアップを図る職員」と明記されている。令和3年に「職員研修の方針」を定め、計画的に研修を行い、職員が主体的に自らの課題に取り組み、支援の質の向上を図り、母子生活支援施設職員として自己成長できる環境を整備している。年度の研修計画を策定し、外部研修参加後は復命書を作成し、職員会議で伝達研修を行っている。また、随時「子どもの虹情報研修センター」の映像研修DVDを視聴し、研鑽</p>		

<p>に努めている。</p> <p>今後は教育・研修結果の評価・分析を行い、定期的に研修内容やカリキュラムを見直し、翌年度の研修計画に反映することを期待したい。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は日常的に対人支援場面に積極的に関わり、職員の経験や習熟度に配慮した個別的OJTやケース検討会議、職員会議にてスーパービジョンの機能を発揮して、教育に注力している。「職員研修の方針」並びに施設長からの助言に基づき、職員は自分の課題を明確化して、具体的な研修計画を「ふりかえりノート」にまとめている。また、新任職員研修として事業所理念と指針、法人理念と沿革、実習による研修等の機会が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「実習生の受け入れ方針」を策定し、「実習生は将来の児童福祉の従事者を目指す人材であり、そのための実習が有意義かつ効果的に行えるようにする」と基本姿勢を明文化している。同方針には、実習の進め方（事前準備・オリエンテーション・実習内容・リスク対応・評価等）について丁寧にまとめている。あわせて「実習のしおり」にて実習の心構えや実習上の諸注意、標準的な実習プログラムを示している。</p> <p>現在は保育士養成の実習生受け入れが主となっている。今後、社会福祉士や看護師等の支援に関わる専門職の受け入れの体制整備、実習指導者の育成なども期待したい。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで施設の方針と概要、法人の決算報告、現況報告等を公開している。苦情・相談体制については解決責任者や受付担当者、第三者委員、解決の流れなどが明記されているが、苦情内容の公開は平成27年度以降更新が行われていない。町内会に加入し、近隣住民との日常的な交流を通して、施設の存在意義や役割等の周知に努めている。</p> <p>今後はホームページ等の活用により、法人・施設の理念、事業計画・事業報告、予算・決算の状況、第三者評価の受審結果等を公開し、運営の透明性を確保されることを期待したい。</p>		

22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>管理運営規程経理規程、組織及び庶務規程等により、施設における事務、経理、取引等に関するルールが定められ、職務分掌表にて責任と権限が明確になっている。経理規程で総括会計責任者、会計責任者及び出納職員、計算書類の監査、契約条項等について詳細に定められている。法人監事による毎年の監査に加え、毎月税理士による財務管理、経営管理、組織運営等に関する専門的指導を受けている。</p> <p>法人監事や税理士による財務等に関する指摘事項や運営指導を活かして、施設経営・運営の適正性の確保と実情に即した経営改善への取り組みを期待したい。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わりについては「地域のなかで様々な役割を担える施設として活用」してもらえる視点から中長期計画策定委員会資料に明記している。学校の友人が施設へ遊びに来やすいよう中庭や集会室等の共有フロアを開放して交流を深めている。地域での夏祭りの参加や日帰り旅行、町内会の活動として職員と母親とで一斉清掃活動への参加など、地域との交流を広める取り組みを行っている。</p> <p>緊急時のAEDの活用や災害時の施設開放等の周知、回覧板なども活用して地域に対して施設や母親と子どもへの理解を深めてもらう取り組みなども期待したい。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>「ボランティア受入規程」で「施設利用者の生活ならびに施設と地域交流の充実を図ることを目的」としてボランティアの受け入れへの基本姿勢を明確にしている。活動内容、事故防止、守秘義務等についての取り決めもなされている。また、施設に対する地域の理解促進等を目的に「ボランティア受け入れ方針」も策定し、活動を促している。大学生のセツルメントサークルによる学習支援や子どもたちとの遊びを機会ももっている。</p>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p>		

<p>「社会資源リスト」を作成、関連機関等を明示して母親と子どもへの説明、職員間で共有を図っている。また福島市内の相談窓口や各種サービス、社会資源等をまとめた福島市子育て支援ガイドブック「えがお」も活用している。退所者には居住先の「生活・地域」「仕事・学校」「医療・交番」「行政」等をまとめたエコマップを配布・説明して生活を支援している。小学校と施設で年1回懇談会を開催して母子生活支援施設への理解促進にも努めている。</p> <p>今後、母子生活支援施設を運営していく上で関係機関・団体へ積極的に問題提起して、解決に向けた協働的な取り組みを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>福島市要保護児童対策地域協議会や福島地域福祉ネットワーク会議等との連携のもと、地域福祉ニーズ等の把握に努めている。「コロナ禍における女性のつながりサポート事業」としての「サロンはいむ」の運営や相談窓口として事業所内に「サロン205」を設け母親・子どもたちの生活課題等を把握する取り組みを行っている。</p> <p>今後、施設のスペースを活用した地域交流イベント等の開催により、地域住民とのコミュニケーションを通して地域の福祉ニーズを把握する取り組みなども期待したい。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>福島地域福祉ネットワーク会議に参画して、関係各団体の持ち味を活かし合い、住みやすい地域づくりに貢献している。中長期計画策定委員会において「母子世帯や障がい者・児、妊産婦・乳幼児等を活用した指定福祉避難所」としての活用、「地域の母親や子どもからの相談受け付け」を通して行政等の社会資源につなげる支援や事業所独自の取り組みとして、警察署からの要請に応じた緊急保護体制の整備等を検討している。</p> <p>今後、中長期計画等で検討している支援内容等を事業所独自の公益的事業として展開していくことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>全国母子生活支援施設協議会のガイドラインに基づく理念や基本方針に沿い母親と子ども</p>		

<p>もを尊重した支援を提供している。業務マニュアルで権利を明確にした上で方針を示し、個々の支援計画において施設内職員間の共通理解はできている。</p> <p>しかし、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する定期的な状況分析は、5月・11月に実施することを計画しているものの十分ではなく課題となっている。出来ない要因として職員の仕事量が多いこととなっているため業務改善に努めながら取り組むことに期待したい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>入所時に「利用のしおり」や規程・マニュアルなどに基づき個人情報やプライバシーの保護について丁寧に説明を行い周知している。生活環境面は、浴室の改修工事によりユニットバスが整備され家族や一人での入浴が可能となっている、その他の生活環境や場面における配慮も十分になされている。</p> <p>なお、一部の利用者に十分な理解が得られていない部分もあり、理解促進が十分とは言えないことから周知方法などを工夫することが望まれる。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「利用のしおり」「権利ノート」「ホームページ」などの情報提供による入所時の説明は丁寧にされている。</p> <p>しかしパンフレットやホームページは文字情報が主であり、写真や図の小ささなどから分かりやすさの点では工夫が求められている。パンフレットの作成や情報提供方法についても母親や子ども達の意見を参考にしながら取り組むことが望まれる。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>「利用のしおり」「権利ノート」「入所同意書」「心理療法同意書」等必要な資料や書類が整備され、支援の開始時や入所後の支援過程において同意を得る際には母親と子どもにわかりやすく丁寧な説明を実施している。また提供される支援については、主体的な選択を尊重しつつ心理的アセスメントや心理療法の選択と利用が可能な取り組みを提供している。母親や子どもには主体的な意思決定の尊重と、子どもに配慮したルールの説明と運用も適切に実施されている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>支援内容や措置変更、地域・家庭への移行等については、支援の継続性に十分な配慮を行っている。この点に関わる個別支援計画・個別支援過程においては、職員間の情報共有</p>		

<p>及び協議を目的にケース会議を丁寧且つ多角的に実施し、適切な形式で記録化し地域への移行支援に役立てている。特に社会資源の連絡先を記載した個別エコマップを作り配布しており、退所後のフォローに有効性を発揮している。また、退所後も母親や子どもが訪ねてくるなどあたたかな交流が続いている。</p>		
<p>Ⅲ—１—（３）母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—１—（３）—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>満足度向上に向けた支援などの取り組みは日々行っている。</p> <p>しかし、満足度調査結果を分析し改善への取り組みまでは至っていない。個別支援の満足度調査は「子ども常会」は組織されているが、新型コロナウイルス感染拡大期以降は書面開催になっている。また、母親支援については個別に感想を聞き、記録を残し改善に繋げる仕組みが出来ていない。今後はアンケートの実施や苦情解決の仕組みに寄せられる要望や苦情等を手掛かりとした改善に向けた組織的な仕組みづくりが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ—１—（４）母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の職員会議後に寄せられた実名・匿名の苦情や要望の取り扱いを検討し、改善・解決に向けた取り組みを行うなど、苦情解決の仕組みを十分に機能させている。意見の出しやすさを目的に施設建物内のエントランスには意見箱を設置し、苦情解決の仕組み説明ポスター、第三者委員の氏名や連絡先の公表などが十分に行われている。同時に母親と子どもに対する周知と理解の工夫もされている。母親と子どもたちの苦情の出しやすさを向上させサービスの質向上に向けた苦情解決の在り方を日々検討しながら取り組んでいる。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもの意見を述べやすくするために、権利ノートや利用のしおりを使い入所時に意見表明について周知するとともに、居室や共同スペース以外にも空き居室を改修して相談室を設けている。また、母親や子どもの悩みやトラブルについて職員や有資格者のボランティアが丁寧に傾聴し対応している。さらに幼児を抱える母親支援のために保育室で子どもを預かり、母親がゆっくり相談できる環境づくりがなされている。母親と子どもの相談において、施設内職員での対応が困難な場合は、外部相談機関につなげる支援もしている。</p>		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもの相談は日常的に丁寧に実施されその内容は職員会議で情報共有が行われケース記録に適切に記録している。日常場面では母親と子どもの相談のしやすさが整えら</p>		

<p>れており、専門的スキルの高い職員が真摯に対応し傾聴に努めている。</p> <p>なお、受け止めた意見はマニュアルに沿い検討されているが、時間を要して迅速性に欠けており、意見や要望に対し組織的に対応できる環境整備が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>施設規模は小規模で職員間のコミュニケーションや連携体制が取れているため、リスクマネジメントの委員会までは設置しておらず、ヒヤリハットが生じた場合は定例の職員会議で取り上げ発生事案を分析し、職員間で解決に向けた手順や役割を検討し、解決に取り組んでいる。リスク管理の情報やスキルは全国の事例集から学び、環境づくりやシステム整備を実行している。</p> <p>なお、警察との安全管理研修などを参考に学んでいるが職員向けの安全対策・事故防止研修は独自には未実施であり、実施が望まれる。</p>		
38	<p>Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>感染予防についてはマニュアルの整備と事業継続化計画(BCP)、健康と安全に関する方針に基づき適切に運営対応している。行政や保健所等の外部研修も受けながら適切に情報入手とスキル習得をして対応に努めている。実際に入所者に感染症者が発生し、マニュアルに従い日勤・夜勤職員たちは適切に対応した経験がある。この経験知からさらに適切な予防策の取り組みに努めている。</p>		
39	<p>Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>火災・地震・水害などの災害別の防災・避難対応フローチャートを作成しており、夜間・休日対応も可能なシステムづくりに取り組んでいる。ハザードマップ上第一級河川が近く河川洪水の危険区域であるため、エントランスホールには拡大したハザードマップを掲示し危険時の対応や災害時の意識啓発を行っている。また非常時に備え、屋根上のソーラーパネルの有効活用、非常電源設備、食料・水・備品類の整備を行い、災害への備えをしており、組織的な取り組みを実施している。</p>		

Ⅲ—２ 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—２—（１）提供する支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—２—（１）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法を全職員が担保できるように支援計画マニュアル、母親と子どもの権</p>		

<p>利擁護マニュアル、その他の実施方法は文書化され、適切なサービス提供が行われている。</p> <p>この項目内容では様々な工夫がされていた。例えば支援計画マニュアルに基づく計画策定から実施評価に至る継続的なアセスメントや計画・実践・評価などのプロセスが職員間で見える化できるシートを作成している。採用した記録ソフトは他県からも参考にしたいとの声が寄せられているなど積極的に実施方法を確立してきている。</p>		
41	<p>Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、毎年5月・11月の年2回に見直しが図られている。6か月に一度は支援の標準的な方法の検証や見直しを実施し、この検証や見直しには母親と子どもの意見を取り入れている。これらは自立支援計画の評価・見直しマニュアルに従いPDCAサイクルにより進められている。利用する人々の中には悩みや「困り感」を抱えることもあり、当該施設では心理アセスメントやカウンセリングも提供し、標準的な実施方法に専門性が加えられ、質の高い支援を提供している。</p>		
<p>Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画策定では責任者として施設長とケース担当が位置付けられている。アセスメント手法は自立支援計画の評価・見直しマニュアルに基づくアセスメントシートを用いて、1年間に2回の見直しを実施している。アセスメントに関わるのは施設長・母子支援員・少年指導員・保育士・心理職のほか外部からは、行政・医療機関・学校・児童相談所職員たちの情報共有で適切に協議を行っている。</p> <p>なお、丁寧な協議は実施されているが、一方で時間的制約から話し合いに限りがあるため、協議出来なかった課題についても対応の迅速化が望まれる。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>定例化の職員会議は毎月開催し自立支援計画の評価・見直しを実施している。会議ではケース進捗状況の確認をPCソフト「すこやか日誌」に記入し、会議前に記入済みにおき、各職員はその記録を確認した上で気づきを加筆している。添付ファイルとして準備されるこれらの会議資料にはURLが表記され既読の有無確認ができるシステムになっている。このように自立支援計画は職員間の共通理解を前提としたところから進めるので効率性は図られている。小規模で高い専門性が求められる当該施設のような施設では、このように優れたPCソフトに助けられていると職員は感じている。他機関の参考になる業務環境事例である。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	(a)・b・c

<p><コメント></p> <p>施設統一様式として採用している PC ソフト「すこやか日誌」の機能は十分に活用され、記録されている。毎月開催の定例職員会議では、個々の自立支援計画をテンプレートで確認している。記録方法はマニュアルに沿い実施されており、職員間の記載内容や書き方に差異が生じないようにしている。PC 内に記録の情報は共有フォルダに世帯ごとに保存し、ルールに従い管理されている。同時に紙媒体としてファイル管理も行い、退所ケースも支援が発生することがあるためアフターケア情報を加筆している。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>記録の管理体制では記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関するルール未整備な部分も散見される。このため個人情報保護規程等の内容を踏まえ検討していく予定である。</p> <p>現在、庶務規程と運営管理規程において漏洩に対する対策と対応方法は規定されているので遵守して対応をしている。個人情報の取り扱いについて、外部へ保護者情報を提供する場合は当事者に確認を経たのちに提供している。</p> <p>なお、職員は運営規定に基づき個人情報のルールを遵守しているが、職員向けの教育や研修体制は未整備なため研修の実施が望まれる。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価 結果
A—1—(1) 母親と子どもの権利擁護		
A ①	<p>A—1—(1)—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>権利擁護について、施設の基本方針、行動規範の他、全国母子生活支援施設協会の倫理綱領で確認している。施設の母親と子どもの権利擁護に関する方針に沿って年2回、職員のチェックシートによる自己点検、子どもの権利チェックシートを利用して子ども及び母親が実施し権利侵害防止に努めている。苦情は毎月の職員会議で話し合い回答を本人や書面で掲示し、年間集計・分析して改善に向けた検討をしている。権利擁護について会議の中で折に触れ話し合いをして再確認する等、徹底した取り組みをしている。</p> <p>現在母親と子どもには利用のしおりや権利のノートで説明しているが、事業所としての規程やマニュアル等が未整備なので、今後の作成へ期待したい。</p>		
A—1—(2) 権利侵害への対応		

A ②	A—1—(2)—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員による不適切な関わりについては、利用者との会話、意見箱の苦情を毎月の会議で改善に向けて話し合い、日常的に記録管理システムで情報を共有している。苦情は1年分を次年度当初に分析・話し合いをして再確認をする等、権利侵害の防止に努めている。</p> <p>なお、運営規程、就業規則に入所者の権利擁護のための禁止事項や退職等の記載はあるが、権利侵害が発生したときの対応や通報等が入っていないので規定するとともに分かりやすくフローチャートで示すなど周知徹底が望まれる。</p>		
A ③	A—1—(2)—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母親、子どもに常に声をかけ様子を観察して記録している。DVを見て育った子どもの場合不適切な行為の認識を持っていないことがあるので、職員は不適切な行為を目撃した時に、不適切な行為を伴わない人との関わり方について伝えている。また、職員会議で話し合い、不適切な行為の防止に取り組んでいる。</p> <p>なお、現在、母親と子どもに具体的な不適切な事例を示して周知することについては母親と子どもの状況等を考慮し見合わせているが、伝える内容を工夫して伝えることが望まれる。</p>		
A ④	A—1—(2)—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>日々声をかけ様子を観察し、母親が子どもに対する暴言や批判など不適切な対応をした場合、個人面接を行い、子育ての方法について具体的に教えたり、ケース記録に残し職員間で共有したりすることで、早期発見・介入に努めている。子どもへは権利ノートで身を守ることに伝えている。また、不適切な行動等への対応として、問題行動及び虐待行動対応マニュアルを整備している。具体的な取り組みとして母親に「子どもの権利チェックシート」を利用してチェックを実施し、子どもの権利について学ぶ機会を作り、良好な親子関係を構築するように取り組んでいる。</p>		
A—1—(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A ⑤	A—1—(3)—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ b ・c
<p>月1度の母親常会・子ども常会は、現在利用者が定員の3分の1程度と少なく、子どもが小さいこともあり、集まるのが難しく、書面を配布し生活のルールや行事計画等を周知している。行事は毎月行われているが、参加は自由とし、利用者が出来ることを手伝うなど自主性を尊重している。また、生活スキルや健康管理等が身につけていない母親には、子どもが保育所、学校に行っている間に個人面接を行い生活に必要なスキル等を伝え教えている。</p> <p>なお、常会を開き母子が一緒に集まり顔の見える関係を構築し、自主的・主体的に自分たちの生活を考える機会を設け、生活の改善に取り組むよう支援することが望まれる。</p>		

A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A ⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的に利用者に声をかけ、会話をしている。業務マニュアル及び自立支援計画策定のフローチャートに基づいてアセスメントし、ケース会議で支援計画を策定している。毎月心理面接で自立支援計画の進捗状況を確認し、母親や子どもの主体性を尊重してできることを前向きに評価し、伸ばすような支援に努めている。また、母親と子どもが安心感を持てる生活環境の整備に努め、「自分は、自分のままで良い」と思える自己肯定感が回復できるように取り組んでいる。</p>		
A ⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>年間計画に基づいて毎月行事を実施している。参加は主体的な参加としている。昨年の夏祭りにはボランティアの協力を得て、退所者に電話等で案内し、参加者も多く大盛況だった。利用者は出来る範囲で手伝う等の協力をしている。行事は夕食や入浴等、利用者の生活に影響のない時間帯に行うよう計画し参加しやすいようにしている。終了後は利用者から直接意見を聞き、会議で話し合い、次回に活かす取り組みをしている。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A ⑧	A—1—(5)—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>退所後の生活が安定できるように、状況に合わせて市役所、病院、訪問看護ステーション等と連携して支援している。退所時に施設の連絡先を書いたものとエコマップを手渡し、困った時は施設に連絡することを伝えている。退所後の支援は利用者の希望に合わせて、家庭訪問や電話連絡を行っている。家庭訪問は、退所後の生活の安定確認の他、家族が抱えている課題に合わせて実施している。施設では、行事時に電話、手紙で案内をして気軽に施設に遊びに来るように声かけをする等の取り組みをしている。</p> <p>しかし、退所後の支援計画を作成しておらず、今後、アフターケアの一貫として利用者に関わった支援計画を作成することが望まれる。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本		
A ⑨	A—2—(1)—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>入所1～2か月後を目途に早期に母親と子どもにアセスメントし、それぞれが個別に抱える課題解決に向けた支援計画を作成し支援を行っている。毎月の心理面接で支援計画の達成度を確認し、職員は、母親と子どもが自分の意志で課題を解決できるように寄り添い、ストレスの視点をもってエンパワーメントに繋げるように取り組んでいる。また、生活上手続きが必要な場合は、冊子等での説明の他、市の担当課への相談訪問、就学前検診、子ども</p>		

<p>発達相談会等へ同行し、さらに母親の許可を得て、提出書類、療育手帳申請等の代行を行っている。現在、職員数が不足をしているが、職員間の連携協力、臨機応変な対応等により専門的な支援に取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—(2) 入所初期の支援</p>		
<p>A ⑩</p>	<p>A—2—(2)—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所直後は心理的に不安になっているので、職員はコミュニケーションを心がけている。心理面接が必要と思われる母子や希望者には心理面接を通して落ち着けるよう支援している。母親と子どもが安心して暮らせるように母子室を清潔感のある部屋に整備したり、大浴室をユニットバスに改修したり、環境整備に努めている。生活用具や家電も準備しており、必要に応じ貸し出している。また、保育所入所で順番待ちをする必要が生じた時は、施設の保育室で在宅保育の支援をしている。</p> <p>なお、施設は築40年以上経過しており、3階建てであるがエレベーターの設置が無く段差もあるので、生活し難い環境になっている。今後、障害のある方も利用できるようにハード面に検討を加え、工夫することが望まれる。</p>		
<p>A—2—(3) 母親への日常生活支援</p>		
<p>A ⑪</p>	<p>A—2—(3)—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</p>	<p>⑪・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>母親の成育歴、生活スキルやニーズに応じ、基本的な生活習慣が身についていない母親と子どもには掃除、整理整頓、買い物等を共に行い、生活スキルの向上とスキルの維持継続ができるよう支援に取り組んでいる。職員は、偏食改善の助言や必要に応じ母親や子どもと医療機関への受診同行、服薬管理等の健康維持や衣類、包布の洗濯状況、入浴状況を確認し必要に応じ衛生面の話をする等の他、金銭管理、預金相談等の金銭管理相談支援をし、退所後の安定した生活に向けて必要な支援を行っている。</p>		
<p>A ⑫</p>	<p>A—2—(3)—② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p>	<p>⑫・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>日常的に母親に声をかけて、育児に関する悩み等の発見に努め、その都度、話し合いや個別面接をしている。入所間もない子どもが登校に不安がある時、母親が付き添うために職員は、小さい方の子どもを預かるなど臨機応変な対応をし、相談先として子育てファミリーサポート等の社会資源情報を提供している。施設では小学校の各担任の先生と年1回学校で懇談会を行い、相互理解に努め、母親に子どもの学校での様子を伝えて適切な助言をしている。また職員は、母親からの虐待や不適切な関りを見た時、問題行動及び虐待行動への対応マニュアルで適正に対処し、母親が子どもに適切な関りができるよう支援している。</p>		
<p>A ⑬</p>	<p>A—2—(3)—③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。</p>	<p>⑬・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設が、母親と子どもの安心できる居場所になるように、職員は日々折に触れて会話し、信頼関係を築くよう努めている。母親と子どもがこれまでの経験や施設での人間関係にストレスを感じている場合、ストレスの軽減が図られるように個別に心理療法を実施している。</p>		

また、入所者同士誤解が生じている場合、丁寧に話をし対人関係を築くためのツールとして「お互い様ですね」というお互いを認め合って生活することを伝え、安定した人間関係を構築することを支援している。

A—2—(4) 子どもへの支援

A ⑭	A—2—(4)—① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・b・c
--------	---	-------

<コメント>
 母親が安心して生活をするために、子どもの成長、発達段階に応じて子育ての相談支援を行っている。現在、保育士が欠員しているが、保育所入所待機の子どもには在宅保育を支援し、不登校児には学生ボランティアが遊びや勉強を教えている。また、母親の体調不良時には、職員が子どもの食事介助や通院同行などニーズに応じて対応をしている。これらの支援についてはケース記録、心理療法日誌に記録し、適正に療育・保育に関する支援を実施している。

A ⑮	A—2—(4)—② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・c
--------	---	-------

<コメント>
 図書室と併用した学習室を準備し、学校から帰宅後学習室で宿題をしているが、中には勉強に集中できず学習習慣が身につかない子どももいる。学習ボランティアの協力が得られないときは、実習生や職員が学習支援をしている。職員は進路について、日常生活の中で子どもの表情や態度から悩みや思いを聴き、相談支援を行っている。また、進学しやすいように、経済的軽減となる各種奨学金や授業料免除制度等の情報提供や申請の支援をしている。なお、子ども一人ひとりの個別性に応じた学習の動機づけを工夫して、学習習慣を身につけるような支援が望まれる。

A ⑯	A—2—(4)—③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・b・c
--------	--	-------

<コメント>
 職員は日々子どもとの会話を絶やさず、真摯に向き合い信頼関係の構築に努めている。施設での大きな行事である夏祭りには、ボランティアや実習生、退所者が集まり様々な人との出会いの場になっている。特に子どもは、実習生の高校生や大学生が来ると大変喜んでいる。また、毎月行事を実施しているが参加を無理強いわず、子どもが自主的に役割を果たし、やりがいや達成感を感じ協調性を高める等、子ども同士の関係性を高める支援をしている。子どもに「大人になるのも悪くないなあ」と思ってもらえるように職員は、信頼できる大人としてのモデルを示せるよう取り組んでいる。

A ⑰	A—2—(4)—④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・c
--------	--	-------

<コメント>
 子どもから性について聞かれたら回答するのみで積極的な取り組みはしていない。今後、新たに採用した非常勤の保健師が子どもたちに対して性教育をして行く予定となっている。また冊子「ヤングメモリー」を活用し発達段階に応じた性教育も予定している。
 なお、子どもの中には性について誤った知識を持っているケースもあるので、それぞれの子どもの年齢や発達に合わせて、正しい知識を得る機会を設ける必要があり、外部の専門家

の活用などを検討することが望まれる。		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A ⑱	A—2—(5)—① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>緊急避難用の部屋を準備し、広域利用者を積極的に受け入れている。また、母親と子どもの安全確保及び施設の安全管理のための方針を作成し利用者の安全確保に努めている。</p> <p>なお、緊急利用時(DV被害者等)対応マニュアルは作成をしていないため策定が望まれる。また、警察との連携もしていないことも有あり現在24時間の受け入れをしておらず、今後、警察、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センターとの連絡調整体制を整え、24時間の緊急受け入れに取り組むことを期待したい。</p>		
A ⑲	A—2—(5)—② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>DV加害者が居場所を知り、母親と子どもに危険が及ぶ可能性がある場合は、母親に保護命令制度等を説明し、意向を確認し必要に応じDV証明、保護命令等の法的手続きのため関係機関や裁判所等に同行及び代弁支援をしている。母子の安全を保つために最善な方法を検討し支援に取り組んでいる。</p>		
A ⑳	A—2—(5)—③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当の職員は、母親がDV被害によって自己評価が低く、自信や自尊心が揺らぎ、劣等感や無力感を抱えている場合、根気強くカウンセリングを実施し、母親自身のあり方や生活について共に考える支援を行っている。また、通院先がある時は、主治医と治療について相談して適切な方法を選択し、DVからの影響を回復するための支援に取り組んでいる。通院が必要と思われる母親に通院同行や退所後を見据えて児童家庭支援センターへ同行する等生活の安定を図るための支援をしている。</p>		
A—2—(6) 子どもの虐待状況への対応		
A ㉑	A—2—(6)—① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもとは日々折に触れて話をし「何かあったら」事務室に来るよう伝えている。担当職員が個別面接をしたり、心理療法担当職員が心理面接中に権利について話をしたり、子ども権利ノートや子ども権利チェックシートを使い、子どもの権利について説明している。子どもから出て来た表現を大切に、子ども自身も自分の考えを大切にするように伝え、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援をしている。さらに、市担当課と連携し、必要な情報交換をしながらより適切な支援を行っている。職員は、公的機関や民間団体が主催する研修受講の他、先進施設を視察し、復命書及び伝達研修をして職員全体で専門性を高め子どもに寄り添い成長を促す支援をしている。</p>		
A—2—(7) 家族関係への支援		

A ②	A—2—(7)—① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的な会話を大切にし、母親、子どもの悩みにそれぞれ相談に応じている。母親と子どもの感情の行き違いや意見の相違がある場合には適切に介入し調整をしている。また、母親と子どもが陰湿な状況の時、子どもがクールダウンするために多目的に活用できる部屋を提供している。必要に応じ親族とのトラブルを調整する等、母子の悩み不安の相談支援を行っている。</p>		
A—2—(8) 特別な配慮の必要な母親、母親と子どもへの支援		
A ③	A—2—(8)—① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>常日頃から母親、子どもを見守り母親の病状を把握し、市担当課、学校、保育所等と連携している。母親の精神科通院時の同行、診察の立ち合い等、母親の同意を得て行っている。また、母親の服薬管理支援が必要な場合適切に支援をしている。さらに、外国人の母親の場合、文化の違いがあるので必要に応じ職場との調整や書類の手続き、提出する窓口への同行等、関係機関と連携し適切な支援をしている。</p>		
A—2—(9) 就労支援		
A ④	A—2—(9)—① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画に基づいて就労支援を行っている。母親の状況に合わせハローワーク、障害者就業・生活支援センターへの同行支援をしている。以前の退所者の働きぶりが良いことから直接施設に求人募集で来訪する事業者もいる。単発的ではあるが、母親が就職面接の場合、安心して出かけられるように子どもを預かる等をしている。</p> <p>なお、現在の利用者に資格取得や能力開発を望む方はいない状況ではあるが、母親の適性や経過等に配慮し、資格取得や能力開発など就労のに向けた支援を適切に行うことが望まれる。</p>		
A ⑤	A—2—(9)—② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場との関係調整を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々声をかけ、職場での人間関係、ストレス、パワーハラスメント等の相談に応じ就労継続に向けた支援をしている。就労困難な場合、ハローワークと相談調整や福祉作業所との調整、さらには体調不良のために退職を望む母親の意思を職場へ代弁したり、精神科通院同行したり等の支援を行っている。また、文化が違う外国人の場合、就労継続のために必要に応じて職場と関係調整を行うこともある。心身の状況から就労継続を望まない利用者には、無理せず配慮しながら柔軟に対応・支援をしている。</p>		